

令和4年11月11日  
高齡施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の12および第115条の21の規定により、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新について、下記のとおりとする。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者等

過去の実地指導において、指定更新の妨げとなるような重大な指摘はなかった。

夜間対応型訪問介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日
24時間 めぐみの会 東京都練馬区石神井町五丁目3番 12号1階	株式会社メディカル・アート	令和4年12月1日

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	利用定員
やすらぎミラージュ こころ 東京都練馬区大泉町四丁目24番7 号	社会福祉法人章 佑会	令和5年1月1日	12名

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	利用定員
デイサービスひまわり 東京都練馬区豊玉北一丁目12番 16号	医療法人社団真 成会	令和5年1月1日	18名
デイホーム 青い空 東京都練馬区石神井町一丁目1番 35号35-107	株式会社フィー ル・アット・ホー ム	令和5年1月1日	10名

## 2 区外指定地域密着型サービス事業者

事業所所在地の保険者が、過去の実地指導において指定更新の妨げとなるような重大な指摘がないことを確認している。

### 地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	練馬区民 利用者数
デイサービスフレンズ 東京都板橋区常盤台四丁目21番7 号友野ビル1階	特定非営利活動 法人フレンズ	令和4年12月1日	1名